

平成30年7月5日からの大雨に係る被害状況等

(7月11日 16:00 現在)

1 児童生徒の状況

- ・怪我等の被害の報告なし

2 教職員の状況

- ・糸田町立中学校教諭 1名 7月6日朝通勤途中で道路崩落に巻き込まれる
(入院中であるが、命に別状なし)

3 公立学校の休校状況等 (7月12日)

- ・終業時刻の繰り上げ 筑前町立中牟田小学校 (7月13日までの予定)

<参考>夏季休業の変更

嘉麻市立熊ヶ畑小学校 (7月10日まで休校、11日から夏季休業 (本来は21日から))

4 施設の状況

- ・学校施設

学校種	学校数	備 考
小学校	15	<ul style="list-style-type: none"> ・筑前町立中牟田小学校 ランチルーム床上浸水、外構フェンス倒壊、グラウンド浸食、プール送水ポンプ機能不全 ・嘉麻市立熊ヶ畑小学校 学校裏山で崖崩れ、便所棟に土砂流入 ・福岡市立長丘小学校 給食リフト内雨漏り ・福岡市立姪北小学校 雨漏り ・福岡市立香陵小学校 雨漏り ・福岡市立若久小学校 雨漏り ・福岡市立鶴田小学校 体育館雨漏り ・福岡市立吉塚小学校 防水シートのめくれ ・北九州市立黒畑小学校 学校裏法面崩壊、給食室付近に土砂流入 ・北九州市立小森江東小学校 プール側崖崩れ ・北九州市立大里柳小学校 学校裏法面崩壊 ・北九州市立祝町小学校 学校裏法面崩壊による下足室付近土砂流入 ・久留米市立合川小学校 運動場冠水、汚泥流入 ・筑紫野市立筑紫小学校 学校南側法面 (土砂) 崩落 ・直方市立感田小学校 校庭東側法面の擁壁に複数のひび割れ発生
中学校	7	<ul style="list-style-type: none"> ・福岡市立西陵中学校 擁壁の一部崩落、防球ネット一部倒壊、道路及び隣地への土砂流出 ・福岡市立原中央中学校 防球ネット破損、体育館雨漏り ・福岡市立横手中学校 体育館雨漏り ・北九州市立大蔵中学校 学校グラウンド側法面一部崩壊 ・筑紫野市立筑紫野中学校 南西側擁壁にひび割れ ・直方市立直方第一中学校 グラウンド北側法面の土砂崩れにより土留めのコンクリート崩落 ・直方市立直方第二中学校 校用地の北側池に面する法面崩落。

高等学校	9	<ul style="list-style-type: none"> ・ 県立八幡高校 法面崩壊 ・ 県立八幡中央高校 法面崩壊、法面上渡り廊下崩壊 ・ 県立東筑高校 グラウンド陥没 ・ 県立太宰府高校 法面崩壊 ・ 県立筑紫中央高校 視聴覚教室床上浸水 ・ 県立浮羽工業高校 実習棟の一部に雨水流入 ・ 県立筑豊高校 法面崩壊 ・ 旧県立山田高校 法面崩壊 ・ 福岡市立博多工業高校 渡り廊下雨漏り
特別支援学校	2	<ul style="list-style-type: none"> ・ 県立川崎特別支援学校 法面崩壊 ・ 北九州市立門司総合特別支援学校 セミナーハウス裏法面崩壊

・ 学校以外の教育施設

施設	施設数	備 考
社会教育施設	1	・ 国立夜須高原青少年自然の家 法面崩壊
社会体育施設	13	<ul style="list-style-type: none"> ・ 県立スポーツ科学情報センター クライミングウォール下マット破損 ・ 県立久留米スポーツセンター体育館 雨漏り ・ 県立総合射撃場 スモールボア棟土嚢崩壊及び調整池等土砂流入 ・ 粕屋町総合体育館 屋根一部剥離、軒天一部落下 ・ 遠賀川河川敷グラウンド等 (中間市) グラウンド等冠水(当分の間利用不可) ・ 総合運動公園プール (水巻町) ポンプ室浸水によるモーターの故障 ・ 八女市矢原グラウンド 河川の水が流入し、土がえぐられている(当分の間利用不可) ・ 八女市迎春総合運動場 運動場周りの崖が一部崩落 ・ 篠栗町総合運動公園 法面崩壊 ・ 北野筑後川グラウンド (久留米市) 土砂・流木の堆積 (当分の間利用不可) ・ テニスコート (赤村) 土砂崩れによるフェンスの倒壊 ・ 北谷運動公園野球場 (太宰府市) 野球場横の法面崩壊、レフト側フェンス破損 ・ 山家スポーツ公園野球場 (筑紫野市) 法面の土砂流入によりフェンス破損

5 文化財の状況

市町村	指定	被害物件名称	備 考
川崎町	国指定	藤江氏魚楽園	土砂流入等
	県指定	輪蔵附経蔵 (光蓮寺)	入り口に設置している防水障子一部破損

大野城市 太宰府市 宇美町	国指定	大野城跡	倒木 四王寺林道の一部崩壊
福岡市	国指定	住吉神社本殿	本殿防火施設の屋根瓦破損
うきは市	国登録	楠森河北家住宅 主家	雨漏り
	国登録	楠森河北家住宅 座敷	雨漏り
糸島市	市町村指定	旧藤瀬家住宅	土壁崩落
柳川市	国指定	立花氏庭園	倒木、石積み護岸の一部毀損
福津市	国指定	津屋崎古墳群 (うち新原・奴 山古墳群)	新原・奴山 13 号墳の溜池側の墳丘裾崩落、 新原・奴山 30 号墳の法面崩落
小郡市	県指定	三沢遺跡	丘陵法面崩落
直方市	県指定	水町横穴墓群	B19 号横穴墓群の東側墓道側壁崩れ
行橋市	国指定	御所ヶ谷神籠石	遊歩道脇の法面崩落、一部損壊
須恵町	市町村指定	建正寺大日如来 坐像	坐像を安置する大日堂の西側斜面崩落
苅田町	市町村指定	松山城跡	斜面崩壊 (7 箇所)
太宰府市	国指定	水城跡	東土塁中央太宰府側で 1 箇所崩落
	国指定	観世音寺境内及 び子院跡附老司 瓦窯跡	水田法面 1 か所崩落、水路・道路の一部崩 壊
	国指定	宝満山	百段ガンギの周辺が水流で崩壊
久留米市	県指定	森部平原古墳群	33 号墳の西側地滑り
	国登録	草野歴史資料館 (旧草野銀行本 店)	屋根瓦の転落・破損
	国指定	高良山神籠石	小規模な法面崩落
	国指定	善導寺	書院及び役寮の雨漏り、カマド水没
志免町	国指定	旧志免鉱業所堅 坑槽	コンクリート片の剥離及び窓枠の破損
	県指定	亀山石棺	石棺まわりの土砂流出
宇美町	国指定	光正寺古墳	墳丘の一部表層流失
筑前町	国指定	仙道古墳	墳丘の一部陥没
朝倉市	県指定	女男石護岸施設	護岸石積みが 10 石程度脱落
	県指定	志波宝満宮の社 叢	樹木 1 本の枝が折損

- ・国指定 14 件
- ・国登録 3 件
- ・県指定 7 件
- ・市町村指定 3 件

被災者（児童生徒）や被災自治体への支援について

福岡県教育委員会は、被災者（児童生徒）や自治体、学校に対して、以下により積極的な支援を行うものとする。

1 被災者（児童生徒）への支援について

(1) 被災した児童生徒の公立学校への受入れ

児童生徒の転入学については、制度の弾力的な取扱いを行い、速やかに受入れを行う。

(2) 経済的支援について

ア 小・中学校関連

① 教科書の無償給与

平成30年度用教科書の無償給与について柔軟に対応する。

イ 高等学校関連

① 高等学校等就学支援金及び高校生等奨学給付金等

申請期限を延長するなど柔軟に対応する。

② 入学選考料、入学料及び授業料

転入学の場合には、入学選考料及び入学料の納入を猶予する。また、授業料等の免除などについて柔軟に対応する。

③ 高等学校等奨学金の緊急採用

被災した生徒に対して、奨学金を必要とする者について緊急募集を行う。

(3) 相談窓口について

被災児童生徒及び保護者への相談窓口を次のとおり設置する。

【代表相談窓口】

相談内容	代表窓口	
小・中学校に関する事	義務教育課	092-643-3908
県立高等学校に関する事	高校教育課	092-643-3904
特別支援学校に関する事	特別支援教育課	092-643-3909

(相談受付時間 平日 8:30~17:15)

【個別問い合わせ先】

相談内容	問い合わせ先	
転入学等の相談	小・中学校	義務教育課 092-643-3908
	高等学校	高校教育課 092-643-3904
	特別支援学校	特別支援教育課 092-643-3909
高校生奨学金緊急募集	福岡県奨学財団福岡支所	092-641-7326
	高校教育課	092-643-3903
授業料・高校生等奨学給付金関係	財務課	092-643-3866
教科書の無償給与	義務教育課	092-643-3908
	高校教育課	092-643-3904
	特別支援教育課	092-643-3909

(相談受付時間 平日 8:30~17:15)

(4) 周知方法

ア 県内全ての市町村教育委員会及び県立学校への通知
県外については、被災県の教育委員会に通知

イ 福岡県ホームページへの掲載
被災者への周知の方法として、支援の内容をホームページに掲載

2 被災自治体への支援について

(1) 人的支援について

ア 教員の派遣
学校教育活動の円滑な継続、再開を支援するため、被災した自治体の要

請に応じて協議の上、教員、養護教諭など、必要な職員を派遣する。

イ 事務職員、技術職員等の派遣

緊急を要する自治体業務の支援を行うため、要請に応じ協議の上、事務職員や技術職員など、必要な職員を派遣する。

ウ 文化財専門職員の派遣

被災した文化財の被災拡大を防止するため、被災自治体と連携し協議の上、必要な文化財専門職員を派遣する。

エ スクールカウンセラー等による被災児童生徒の心のケア等

被災自治体の要請に応じ協議の上、スクールカウンセラーを被災学校等へ派遣し、児童生徒の心のケアを行う。また、スクールソーシャルワーカーを派遣し、福祉部局と連携しながら、被災児童生徒の家庭等の支援を行う。

(2) 物的支援について (県内)

学校施設、社会教育施設及び体育施設、文化財施設などの被害を復旧するため、被災自治体の要請に応じて、諸制度を活用した支援を行う。

(3) 周知方法

ア 県内については、被災自治体の教育委員会への提示

イ 県外については、全国都道府県教育委員会連合会を通じた調整を行った上で、周知 (検討中)

3 その他

高校生等の被災地ボランティアについて、県内被災地への派遣を円滑にするため福岡県教育庁 教育振興部 高校教育課内に窓口を設置する予定。その際、県内被災地への借上げバス代や生徒のボランティア保険料等の負担について支援する予定。